

第3章 地域福祉計画

1 基本理念

できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり

本計画においては、第1次計画のキャッチフレーズである「できることから始めます！思いやり・助け合い、にっしん幸せまちづくり」を基本理念として引き継ぐものとします。そのため、今後は地域福祉活動計画の基本理念は、地域福祉計画の基本理念に統合を図ります。

ここでは、日常の困難課題の解決に向け、地域でひとつになって、思いやり、助け合うことのできるまちづくりをめざし、基本目標と基本施策を定めます。

基本理念に込められた思い1

『市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる』

福祉サービスは公的な機関から付与されるものという意識のままでは、地域福祉の進展は望めません。生涯にわたって地域福祉の心を養う機会を増やすとともに、地域福祉活動に参加しやすい条件整備、活動団体・グループへの支援を展開し、市民一人ひとりが、地域福祉を担う主役となる日進をめざします。

基本理念に込められた思い2

『お互いを認め合い、「ともに生きる」まちを築く』

年齢、性別、障害の有無、国籍などの違いを問わず、お互いの暮らしを尊重し、お互いを思いやる心を育みながら、地域連帯の考え方に立って、みんながともに生き、ともに暮らせる日進をめざします。

基本理念に込められた思い3

『地域での自立を支援する』

福祉サービスは、「個人の尊厳の保持」を原則とし、地域社会と行政が力を合わせ、地域福祉に関わる多様なサービスを地域生活者の視点で組み立て、地域での自立した生活を支援する体制をつくり、だれもが住み慣れた家庭や地域で安心して心豊かに暮らしていける日進をめざします。

基本理念に込められた思い4

『無理なく楽しく行動し、持続する』

地域福祉が進展する社会とは、支える者も支えられる社会と考えます。無理なく楽しくを行動指針とし、人と人とのつながりを一つひとつ育てる中から、人の輪を広げ、活発な行動の力に育て、さらには次代の担い手を育てていく、そのような持続する福祉が定着する日進をめざします。

2 施策体系

施策体系と主な内容は次のとおりです。

基本理念を実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策、事業を推進します。

基本目標と施策の体系

基本理念

できることからはじめます！
思いやり・助け合い、
にっしん幸せまちづくり

地域福祉計画

目標1 地域福祉活動を拡充しよう！

- 基本施策
1. 地域の困りごとの相談や情報提供の充実
 2. 社協の体制の強化
 3. 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

目標2 地域福祉活動を支援しよう！

- 基本施策
1. 活動の人材育成の推進
 2. 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援
 3. 地域福祉団体・事業者による活動の支援

目標3 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

- 基本施策
1. 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり
 2. 市民交流活動の推進と活動への参加促進
 3. 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

地域福祉活動計画

3 基本目標・基本施策

目標1. 地域福祉活動を拡充しよう！

～ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進・生活困窮者自立支援方策・要援護者支援方策 ～

(1) 地域の困りごとの相談や情報提供の充実

生活困窮をはじめ、ニートやひきこもり、子どもの貧困問題、虐待、多重債務、介護疲れの問題など、日常生活を営む上では、多くの人何かしらの困難を抱える可能性があります。そのため、地域に住む人たちが、いつまでも安心して暮らし続けるには、いざというときに、各種の福祉サービスや地域の支援等が円滑に、かつ適切に受けられる環境づくりが必要となります。

また、日常生活に困難を抱える人は、課題が多岐に渡る場合も多いため、課題が複雑化しないように早期発見、早期対応が望まれます。

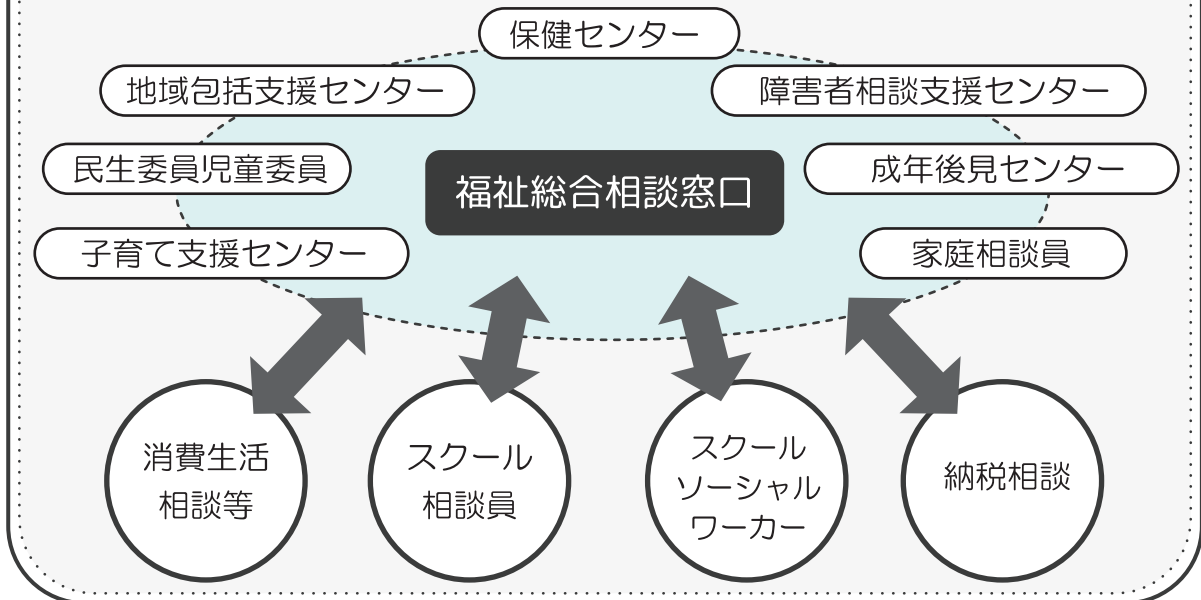
そのため、何らかの生活のしづらさを抱える人が、個々の生活や身体等の状況に応じて支援が得られるようにするためには、わかりやすい情報提供体制と、きめ細かな相談支援体制を構築する必要があります。

そこで、福祉に関する相談をどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、福祉総合相談体制()を構築し、保健、医療、福祉の関係機関等(成年後見センター、子育て支援センター、障害者相談支援センター、地域包括支援センター、保健センター、民生委員児童委員、家庭相談員等)との連携を図り、複雑多岐に渡る課題の解決を図っていきます。

さらに、総合相談窓口から福祉部局以外の相談窓口等(消費生活相談等、納税相談、スクール相談員、スクールソーシャルワーカー等)へのスムーズなケースの移行や共有も重要となることから、情報提供等に関する一定の基準を定めるなど、必要な連携体制を構築していきます。

● (※) 福祉総合相談体制イメージ図 ●

相談をしたい人が、最初にどの窓口に行っても同じような支援を受けられるよう、必要に応じて関係者で構成する個別ケア会議を設置。



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 困りごとを抱えず、だれかに相談する。また、自らが地域の困りごとを相談機関等につなぐ意識を持つ。
福祉系法人等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談者の増員や人材育成に対して協力する。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ(※1)等、必要な情報提供を行う。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ (仮称)地域たすけあい会議(※2)との連絡調整を行う。 ○ 個別ケア会議に協力し、困難事案の早期把握、アウトリーチ等、必要な情報提供を行う。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉総合相談体制を構築し、困難事案に対するアセスメント検討等(※3)を行う。 ○ 国等が行う相談者養成講座の周知及び相談者のスキルアップを支援する。 ○ 重層的な問題を話し合う個別ケア会議を設置し、各種相談体制の強化、改善を図る。

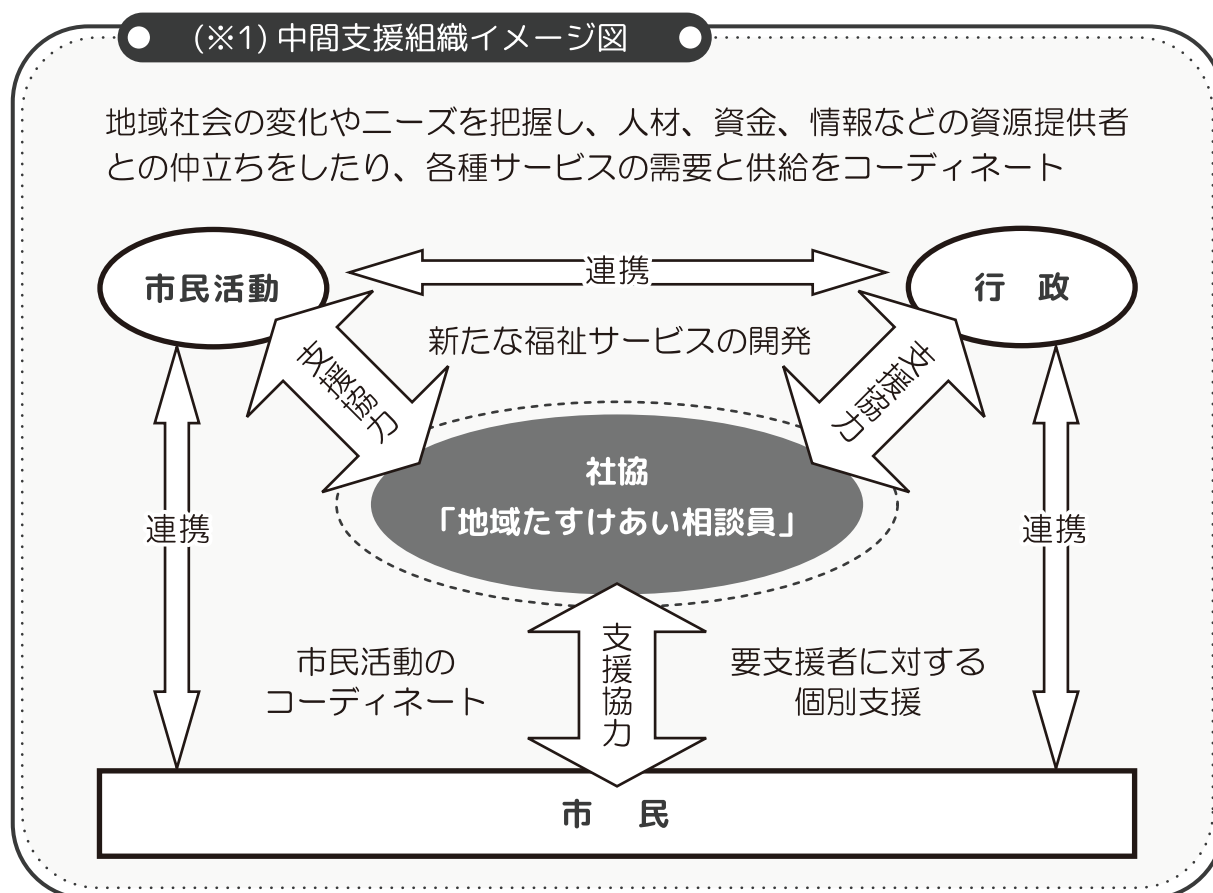
- 1 アウトリーチ：地域社会への奉仕活動、現場出張サービスなど、積極的に働きかけて支援の実現をめざすことをいいます。
- 2(仮称)地域たすけあい会議：各小学校区をひとつの圏域と考え、圏域内で活動する、区や自治会の代表者、民生委員児童委員、老人クラブ役員、子ども会役員、事業所の代表者など(地域によって構成員は異なります)で構成される会議を想定しています。(地域たすけあい会議の役割等の詳細イメージ等は、第5章に後述しています。)
- 3 アセスメント検討等：困難事案について、どういった解決方法が考えられるか、どの専門機関が関わるべきか等、様々な情報から評価し、より適切な対応方法を導き出すことをいいます。

(2) 社協の体制の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されています。現在、他市町の社協では、地域毎に地区社協を設置することで地域課題への対応を進めています。本市においても、社協が市民ニーズを的確に把握し、社協本来の役割をより発揮していくことが、地域課題を解決する機能の強化につながると考えています。

そのため、社協が福祉分野における「中間支援組織(※1)」として機能するよう、地域に密着して活動する「地域たすけあい相談員(※2)」の機能強化や人員配置を図るなど、社協の体制強化を進めていきます。

また、本市の社協がより効率的・効果的に地域福祉の推進を図れるようにするため、既存事業の見直しを進めるとともに、社協が自主性・独自性を発揮できる組織運営や人材育成などの支援を進めていきます。



2 地域たすけあい相談員：地域において、支援を必要とする人の援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりするコーディネートを行う専門職です。一般的には、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)といいます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
福祉系法人等	社協を構成する一員として、社協の活動を理解・協力し、活動を援助する。
社協	「つどいの場」づくりなどの地域福祉推進事業の広報や「地域たすけあい相談員」の配置を行う。 小地域福祉活動などを整理統合し、地域福祉推進事業の拡充を図る。
行政	社協に対する地域の理解が促進されるよう、社協の取り組みを周知・啓発する。 人員配置に対する支援を行う。 社協が自主性・独自性を発揮できる効率的な組織運営や人材育成ができるような支援を行う。

(3) 防災・防犯と福祉を一体化した地域活動の推進

大規模災害が発生した際、発生直後の混乱期においては、地域における援助活動が必要となります。そのため、日頃から災害時を意識した地域づくりが必要となるため、地域において、より実践的な助け合いが行われる、地域のネットワークづくりが求められます。

本市においては、自助・共助を基本とした自主防災組織が、各地域の自治組織などを中心に立ち上がっており、現在、主に区や自治会単位で32の団体が活動しています。また、平成20年から災害時要援護者支援制度を設けており、各地域において、いざというときの取り組みが進められています。

市では、そうした地域における組織的な活動を支援し、その活動の活性化を促していきます。また、今後は災害時の帰宅困難者への対策や市外からの受け入れ対策についても検討を進めていきます。

さらに、防犯においては、市民や事業者の自発的な防犯活動を促進し、地域と警察、行政が連携・協力して犯罪抑止に努めており、現在、主に小学校区や自治会単位で26の団体が活動しています。また、子どもや高齢者の見守り連携ネットワーク(「高齢者地域見守り推進事業協力に関する協定」や「子ども110番の家」等)の継続や、そうした活動を充実させるための取り組みを支援していくことで、犯罪が起こりにくいまちづくりを推進していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	自主防災組織・自主防犯組織等を立ち上げ、防災訓練や防犯パトロールを実施する。また、各地域での防災・防犯のネットワークに積極的に協力する。
福祉系法人等	地域での支援体制構築に協力するとともに、各団体において利用者や従業員等の帰宅困難者対策を講じる。 福祉避難所への理解を深め、災害時に専門性を生かした利用者や避難者等への支援対策を講じる。 地域貢献を常に意識し、見守り連携ネットワークに協力する。
社協	災害時に災害ボランティアセンターを設置する。センターの活動が確実に機能するよう、周知啓発や支援者養成を行う。 地域と連携し、見守り連携ネットワークに協力する。
行政	災害時要援護者支援制度の周知啓発を行い、要援護者等の名簿登録件数の増加を図る。 地域の自主防犯組織の発展・強化に努め、継続的な活動となるような情報提供や活動支援を検討し、実施する。 障害のある人への合理的配慮(1)を踏まえた見守り体制の拡充と啓発を行う。

- 1 合理的配慮：障害のある人が他の人との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要とされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものと定義されています。

目標 2. 地域福祉活動を支援しよう！

～ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ～

(1) 活動の人材育成の推進

市民や団体、事業者が、日々の地域福祉活動を推進するためには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が重要となります。

また、各地域でボランティア活動を行っている団体や個人が地域で活躍することで、子どもから高齢者まで、より多くの市民が地域福祉活動に参加する地域社会をめざしていくことが求められています。

そこで、各地域で活動するボランティア団体やNPO等が、相互に情報共有できる場を設けるなど、ノウハウの共有化と活動のスキルアップを支援していきます。さらに、各種団体と自治組織関係者との連携を促し、地域のみんなで地域をサポートする仕組みづくりについて検討を進めていきます。

そのため、地域において自発的に地域福祉活動を行う人材を養成していくため、実際に地域で活躍されている人を講師に招いたり、先進地事例を紹介する機会を設けたりするなどの人材養成講座を実施していきます。

また、ボランティアセンターやにぎわい交流館(市民活動センター)に登録している個人や団体、市内各大学のボランティアサークル等において、既に地域で活動している人材の情報集約を行うなど、人材データベースなどの構築も必要と考えられています。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	地域を意識し、自らが少しでも地域活動の担い手となれるように努め、必要に応じて、人材データベースに登録する。
福祉系法人等	生活支援コーディネーター(1)の事業者としての協力や連携を行う。 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営に協力する。
社協	ボランティアセンターの機能を強化し、地域のボランティア団体の情報集約を図り、地域ごとに各団体の関係性を深めるための会議などを開催する。 市の支援のもと、地域のニーズに応じた人材養成講座を実施する。 生活支援コーディネーターの事業者としての協力や連携を行う。 地域の実情に合った協働組織の立ち上げや運営を支援する。 人材データベースにおいて、人材に関する情報提供を行う。
行政	市民活動団体に関する情報集約や広報活動に協力する。 各自治組織と連携し、地域のニーズに応じた人材養成講座を社協とともに企画する。 生活支援コーディネーターの配置等、生活支援事業等の充実を図るとともに、必要に応じた既存事業の見直しを行う。 人材データベースが効果的に機能するよう必要な支援を行う。

- 1 生活支援コーディネーター：生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発を行う人材のことをいいます。

(2) 地域福祉活動の拠点づくりの推進と支援

多くの市民が地域福祉活動に取り組めるようにするためには、地域福祉活動に取り組む活動拠点や機会の提供、活動資金の支援など、市や社協による運営等の支援も必要です。

第1次計画に基づいて、各地域で徐々に発足している「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」について、持続可能な活動支援を行っていくとともに、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

本計画の「つどいの場」とは、上記のような地域の「つながり」が生まれる場すべてを指しています。地域にある様々な居場所が「つどいの場」であり、市民が自分にあった居場所を選び参加することで、地域の中での新たなつながりが生まれます。

現在、事業の状況に応じて委託や広報などの運営支援を行っていますが、今後は各種の「つどいの場」において健康推進や介護予防の視点からの取り組みに対しても支援を進めていきます。さらに、現在の各種支援制度の整理統合を図りながら、実態に合わせた運営等の支援を行っていくことで、活動の推進を図っていきます。

また、事業の立ち上げや活動資金の調達をしやすいするため、地域活動に対する助成や補助事業の情報を集約し、必要な情報提供を行う資金データベースの構築を図っていきます。さらに、現在行われている赤い羽根共同募金などの福祉を目的とした募金については、市民自治活動の推進が図られるように効果的な地域還元の仕組みを検討していきます。

さらに、地域福祉活動を行う際の主な活動拠点としては、福祉分野の公共的施設における利便性の向上を図っていくとともに、市内における空家等の情報を収集する空家データベースの構築や、空家対策のひとつとして「つどいの場」等の福祉利用とのマッチング機能の整備などについても検討していきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<p>様々な福祉活動への積極的な参加と、ルールを守った施設利用に努める。また、空家等の提供や福祉を目的とした募金等への協力に努める。</p>
福祉系法人等	<p>地域の活動に対して、所有する施設や空スペース等の貸し出しに努める。 資金データベースに対する募金等に協力する。</p>
社協	<p>資金データベースの資金を地域還元するため、地域の「つどいの場」の運営継続に係る活動資金や情報提供などの支援を行う。 資金データベースや空家データベースにおいて、資金や空家等に関する情報提供を行う。</p>
行政	<p>健康推進と介護予防をキーワードに「つどいの場」づくりを進め、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促す。 福祉センターや福祉会館など、地域の福祉施設の利便性を高める施策(福祉事業所の非営利活動など地域貢献を目的とした活動の利用開放等)を検討する。 資金データベースや空家データベースが効果的に機能するよう、必要な支援を行う。</p>

(3) 地域福祉団体・事業者による活動の支援

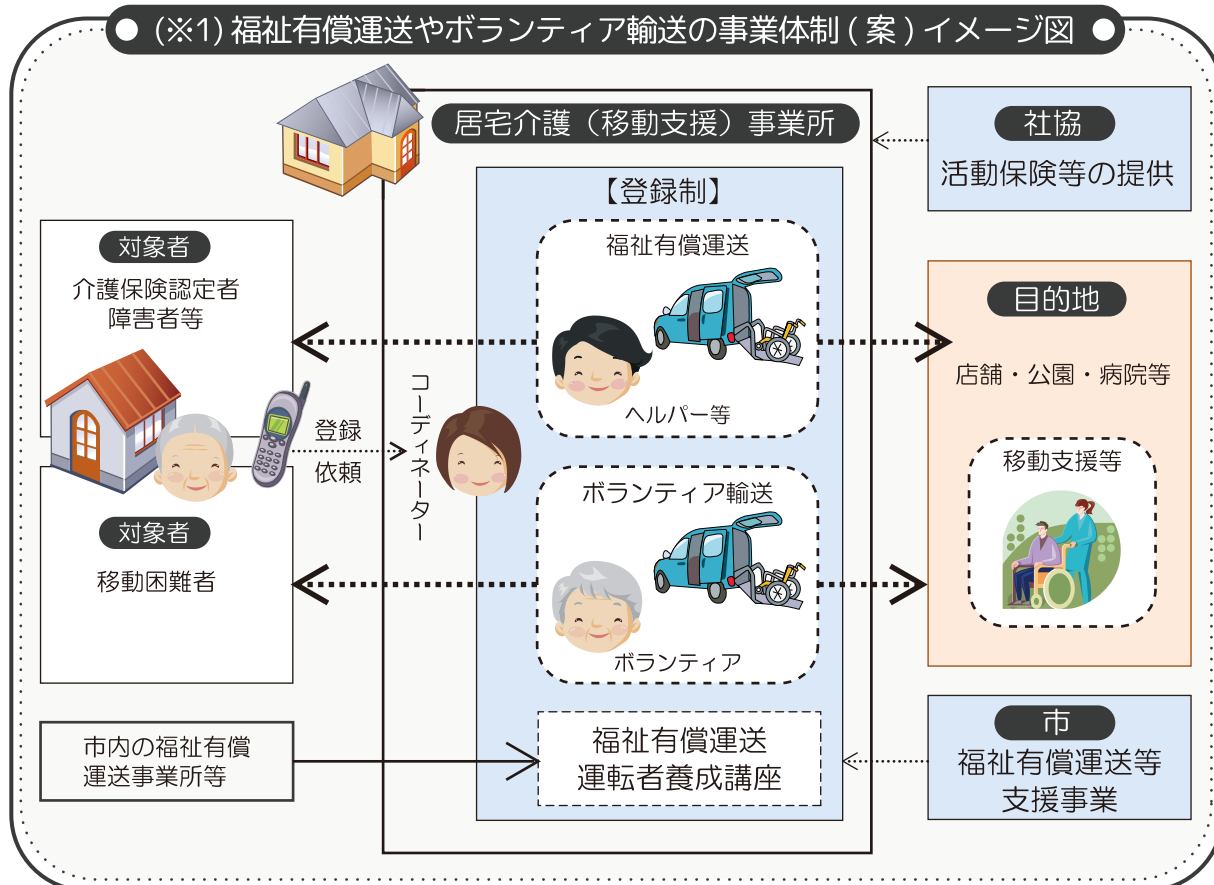
市内では既に地域福祉に関連する団体や事業者による様々な地域福祉活動が行われています。そうした活動が継続していけるようにするためには、新たなボランティア等の養成やボランティア活動をしてみたい人が必要な情報を必要なときに得られる環境づくりが大切です。

そのため、中央福祉センターにおけるボランティアセンターの機能強化を図ることで、にぎわい交流館(市民活動センター)や図書館等を活動拠点とするNPOやボランティア団体などの活動情報を集約し、連携を希望する企業や大学、市民とのコーディネート機能などを強化していきます。

また、ボランティアに興味のある人や活動を希望する人が、必要な情報を得られるように、積極的な情報の提供に努めていきます。

さらに、移動に困難を抱える人が様々な活動に参加しやすくなるように、福祉有償運送やボランティア輸送(※1)を行うNPO等の団体を支援していくことで、地域との交流を図ることができるように地域づくりを進めていきます。

● (※1) 福祉有償運送やボランティア輸送の事業体制(案)イメージ図 ●



だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	持続可能な地域社会を構築するために、地域のボランティア活動や民間サービスを積極的に利用する。
福祉系法人等	事業や活動の情報を積極的に情報開示し、広報を行う。 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
社協	活動したい人への適切な情報提供を行う。 活動情報の積極的な情報開示と広報を行う。 事業における送迎や、福祉有償運送やボランティア輸送などの実施に協力する。
行政	市民活動団体の情報集約及び広報活動への協力を行う。 公共交通施策の見直しを図るとともに、福祉有償運送やボランティア輸送を実施する事業者の運営支援等を行う。

目標3. 地域福祉活動をつなぎ、大きな力に育てよう！

～ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進 ～

(1) 若い世代もつなぎ、地域で困りごとを解決するための連携と仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、市民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要となります。

このため、地域での見守り活動や世代間交流活動などの市民主体の地域福祉活動がより効率的に推進できるように、区や自治会、各種団体、福祉事業者等が連携し、各小学校区単位などにおける横のつながりを広げる新しい組織(地域たすけあい会議)の設置をめざしていきます。

地域たすけあい会議については、地域に存在する課題を収集でき、主に各小学校区単位での情報共有ができるような組織とし、各地域で異なる社会資源や活動団体等を生かす形での構成メンバー等の検討を行い、漏れなく全地域での立ち上げがスムーズに行えるように支援します。

また、世代間・団体間の交流を促進し、「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」を利用した世代間・団体間の連携事業の実施を支援していきます。

さらに、地域が社会資源を活用し、各地域の課題にきめ細かく対応できるよう、課題解決のノウハウの提供や計画に基づく支援をしていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	様々な職種・団体の連携に協力し、だれもがいつまでも安心して生活できるように努め、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を見直す。 各地域の課題を共有し、地域でできることは地域で解決していく。
福祉系法人等	各地域の課題を的確に把握し、課題解決を行う地域に協力する。
社協	地域たすけあい会議の立ち上げ及び運営に対して必要な助言と支援(会議の開催や情報提供、人材育成等)を行う。 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に対して必要な助言と支援(講師派遣や活動助成金等)を行う。 各地域の課題を的確に把握し、課題解決のノウハウの提供を行う。
行政	地域たすけあい会議での各事案に対して、適切な所管部署からの専門的な助言を行う。 世代間・団体間の交流及び連携事業実施に関して関係する専門機関との連絡調整を行う。 課題解決を行う地域に対して、本計画に基づく支援を行う。

(2) 市民交流活動の推進と活動への参加促進

現在、「ぷらっとホーム」「ほっとカフェ」「ふれあい・いきいきサロン」等の各種の「つどいの場」では、ボランティアによる演奏会や参加者による絵画の展示会、手芸作品の展覧会などの様々な催しが開催されています。中には、そうした活動に触発されて自らも新しい趣味や活動に取り組むことで、生き甲斐を感じる市民もいます。

また、ボランティア等の市民活動が個々に育つことも重要ですが、自分の住んでいる地域以外で行われている「つどいの場」に参加し、参考となる活動を自分の住んでいる地域で取り組んでみるといった交流も行われ、活動の連携や交流事業により、活動の改善や新たな活動をはじめのきっかけにもなります。

そのため、情報共有による新たな活動展開と活動の効率化を図るため、NPOや地域で活動する個人や団体、学生ボランティア等の交流を促進し、活動の啓発を支援していきます。

また、同様に、福祉事業者の交流の場を提供し、新たな事業展開のきっかけづくりや事業の改善を促すなど、福祉事業者が行う地域福祉事業の啓発や支援を行っていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに関心を持って参加し、まず知り、体験する。 自分の周りに情報発信する。 自ら育ち、つながっていく。
福祉系法人等	他の団体との交流から新たな事業を検討していく。
社協	「つどいの場」の活性化を図るため、運営者同士の交流機会をつくる。 活動の啓発と交流事業を行う。また、交流から新たな事業を検討していく。
行政	「つどいの場」運営者や福祉事業者等の連絡調整、広報活動への協力を行い、さらなる地域の自主的な活動の活性化を促していきます。

(3) 福祉に関する理解を広げる福祉教育の推進

平成25年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成28年度に施行されます。この法により、行政機関などにおいて、障害のある人への差別的取扱いや合理的配慮の不提供の禁止などが定められたほか、国において基本方針に基づく行政職員の対応要領や事業者の対応方針を定めていくこととされています。

このように障害をはじめ、介護に関わる当事者や介護者、子育て世帯などにおける生活のしづらさを理解することや、防災・防犯の必要性など、日常のあらゆる場面において、地域における様々な福祉に対する理解を促進することによって、だれもが安心して暮らせる社会になっていきます。

そのため、地域福祉に対する理解を深め、だれもが思いやりと助け合う気持ちを持って暮らせる社会をめざすため、第1次計画から推進してきた福祉実践教室などは継続して実施し、他機関やNPO等が行う福祉教育についても支援していきます。

地域の「つどいの場」においても、専門知識を持った人材を「つどいの場」に招き、権利擁護や介護予防の取り組みや防災知識などの講習や勉強会を行うなど、広く地域福祉に関する教育活動が行われるように支援していきます。

また、現在、成年後見制度などの権利擁護の理解を深める研修や、人権擁護等の啓発事業などを行っています。今後も人権尊重の理解を促進し、差別のない社会をめざすため、人権や虐待防止等、様々な権利擁護に対する啓発事業を継続し、一体的な啓発を行うなど、より効果的な事業実施を進めていきます。

だれが？	何をする？
市民・コミュニティ	<p>「つどいの場」や福祉事業者等のイベントに参加し、地域福祉に対する理解を深め、体験を実践していく。</p> <p>人権を尊重し、差別の無い社会にしていくための行動に努める。</p>
福祉系法人等	<p>「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。</p> <p>各種権利擁護に関する教育を実施する。</p>
社協	<p>「つどいの場」等において、各種福祉教育を実施する。</p> <p>各種権利擁護に関する教育を実施する。</p>
行政	<p>各種福祉教育に関する情報収集と活動支援を行う。</p> <p>権利擁護に関する情報の収集と提供、啓発を行い、各課や関係機関と調整の上、効果的な事業実施を検討する。</p>